

## ●背景

令和5年10月1日の道路運送法の改正に伴い、**従来は地域公共交通会議において協議していた一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃（AIオンデマンド交通にかかる運賃等）**について、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義※が生じないよう、**新たに同法第9条第4項に定める「協議会」において協議**を行うこととなった。

（※）従来の地域公共交通会議は複数の関係者や関係団体が含まれるため、当該会議での運賃協議は独占禁止法に抵触する恐れが生じるとして、別の協議会により構成員を限定して協議するものとされた。

道路運送法（抄）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 略

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6・7 略

## ●運賃協議の概要

（協議体の設置）

・法の趣旨に則って、構成員を限定し、**地域公共交通会議とは別の協議体（大阪市運賃協議会）を設置**、運賃を協議する。

（協議対象）

・**AIオンデマンド交通にかかる運賃等を協議対象**とし、社会実験の実施（法第21条に基づく運行）に必要な運賃等についても協議対象とする。

（協議方法）

・**運行事業者1事業者ごとに協議を行う**こととし、書面による協議も可能とする。

（意見反映の実施）

・運賃協議にあたっては、あらかじめ住民や利用者、利害関係者の意見を反映させるため、**大阪市ホームページ上で意見募集を行う**。

## ●協議会の構成員

道路運送法第9条第4項の各号で定める次の構成員により協議を行う

| 法第9条第4項の定義  | 構成員                       |
|---|---------------------------|
| 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県                | 大阪市（都市交通局職員）              |
| 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者                         | 当該運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者※ |
| 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長                                    | 近畿運輸局長又はその指名する者           |
| 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者 | 対象となる地域における代表者（当該区の区役所職員） |

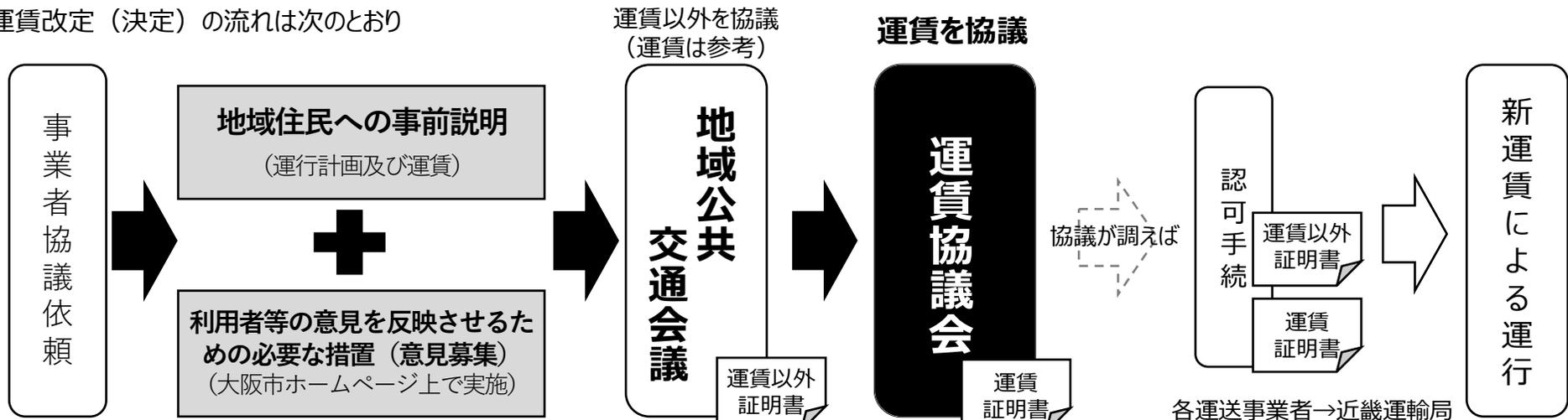
(※)AIオンデマンド交通において実際に車両を運行する事業者（タクシー会社等）を指す

## ●設置時期

令和6年11月1日（金）

## ●運賃改定（決定）の流れ

運賃改定（決定）の流れは次のとおり



(※) 新たに運行事業者の追加を行う際、協議済の運賃を適用する場合は運賃協議会のみ開催（地域住民との協議、意見募集は実施しない）